

株式会社IMS コンプライアンス方針

2024年4月1日

当社は、コンプライアンスを経営上の最重要課題のひとつと位置付け、すべての役職員が企業の社会的責任を常に認識しコンプライアンスを実践する態勢を構築するため本方針を定める

1 基本的考え方

- (1) 経営理念の実現に向け、事業活動のあらゆる面でコンプライアンスを徹底し、企業倫理を確立する
- (2) コンプライアンスとは、「事業活動に関連する全ての法令、主務官庁が定める監督方針・ガイドライン等、所属保険会社との間の契約、所属保険会社が定める規定、社内規則・マニュアル及び社会的規範（法令等）を遵守し、社会の期待と要請に応える誠実かつ公平・公正な活動を実践すること」とする

2 コンプライアンス態勢の構築

(1) 体制の構築

- ① コンプライアンスに関する重要事項が、経営陣に適切に報告される体制を整備する
- ② コンプライアンスに関する事項を一元的に管理しコンプライアンスを推進する責任者を任命するとともにコンプライアンス態勢の確保のために必要な権限を付与する
当社コンプライアンス担当部署「営業本部店長・各店店長」
- ③ 役職員がコンプライアンス上問題となる行為を発見した場合の報告・相談体制を整備する

(2) 推進活動の実施

- ① コンプライアンス実践の具体的手引書としてコンプライアンス・マニュアルを策定し周知徹底する（保険会社のマニュアルを社内規則と定める）
- ② コンプライアンスを徹底するための研修・点検を行う
- ③ コンプライアンス上問題となる行為については速やかに是正し原因を分析し、再発防止を行う

3 コンプライアンスに係る役員・社員の行動基準

(1) 行動原則

- ① 健全な保険事業の発展に寄与し、社会からの信頼を得るため法令等の遵守を行動の基本にすえて誠実・公平・適正な事業運営に努める
- ② あらゆる場面で、あらゆる人に、誠実かつ公平・公正に接する

- ③ 法令等に違反する行為を発見した場合は勇気を持って指摘し、関係者と協力して是正する

(2) 適正な事業活動を支える基本行動

- ① 保険の公共性を十分に認識し保険募集の公正を確保する事より保険契約者の保護に努める
- ② 知的財産権を保護するとともに、他者の知的財産権をも侵害しない
- ③ 業務上知り得たお客さまの情報の取扱には細心の注意を払い外部に漏えいしないように厳正な管理に努めるとともに定められた目的以外には絶対に利用しない
- ④ 市民社会の秩序・安全を脅かす反社会的勢力には警察関係諸機関ともに連携し毅然とした態度で立向かう
- ⑤ 当社が行う保険関連業務に係るお客様の利益が不当に害されることのないよう、適切に業務を行う
- ⑥ インサイダー取引（重要な未公開情報を利用した株券等の取引）しない
- ⑦ 競争相手との関係において談合したり、不公平な競争手段を用いることまた、取引上の地位を利用して不公平な取引を求めることはしない
- ⑧ 当社の資産や重要情報、営業秘密等は適正に管理する
- ⑨ 犯罪による収益移転（マネー・ロンダリング）の防止を図るため取引時確認の徹底に努める
- ⑩ 業務上の立場を利用しT、私的な利益行為は行はない
- ⑪ 人権を尊重し、人種・国籍・性別・年齢・職業・地域・信条・障害の有無による差別・ハラスメント行為は行はない

(3) 迷った時の判断基準

- ・自分の良心に反しないか、社会通念上に照らして正しいか
- ・社会やお客様から信頼を損なわないか
- ・自分の家族や会社の同僚に胸を張っていられるか

(4) 基本的行動の実践に向けて

法令等に反することを命ずることは出来なく共に法令等を遵守することによって如何なる不利益も受けない事を確認する

以上